平成２１年（フ）第７７４０号
住民票上の住所高知市南はりまや町２丁目11番２号　エトワール南はりまや203号
債務者　松岡　萩子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７５２号
大阪府大阪市西区千代崎２丁目５番13―502号
債務者　今井　啓二
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７９３号
大阪市淀川区加島２丁目２番38号
債務者　五島智惠子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８２４号
大阪府交野市郡津１丁目57番15―102号
債務者　小野　祐郁
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８８４号
大阪市大正区平尾５丁目15番17―906号
債務者　植田　恵夫（旧姓奥）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８９６号
大阪府八尾市八尾木東３丁目16番地
債務者　戸田　茂幸
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９０４号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目１番21号　ロイヤルシャルム202号
債務者　吉田　尚美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９０７号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目１番21号　ロイヤルシャルム202号
債務者　吉田　賢二
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９３８号
大阪市北区本庄西１丁目２番６号　末吉方
債務者　松岡　春雄
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９６３号
大阪市大正区鶴町３丁目10番15号　アーバニティ・タウン403号
債務者　山口十三親
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０２０号
大阪市東住吉区杭全６丁目２番26―602号
債務者　上森　篤余
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０２６号
大阪市此花区春日出北３丁目４番７―502号
債務者　寺井　忠博
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０３４号
大阪府八尾市明美町１丁目２番３号　グランドハイツ八尾317号
債務者　辻田　聰子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０９２号
大阪市城東区鴫野東２丁目21番３号、住民票上の住所大阪市城東区新喜多東１丁目14番30号
債務者　高山　浩美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１０３号
大阪市淀川区十八条１丁目１番４―603号
債務者　橋本　忠義
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１１８号
大阪市住吉区遠里小野７丁目８番６号
債務者　ジェームスかおり
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１２７号
大阪府八尾市青山町４丁目11番15―201号
債務者　古川真里子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１３３号
大阪市淀川区田川２－３－６　北野ハイツ410号、住民票上の住所大阪市淀川区田川北１丁目６番19号
債務者　金田　　忍
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部